

情報なんぶ

令和7年9月18日発行

南部町行政だより 第267号

総務課 電話66-3112

<https://www.town.nanbu.tottori.jp>

mail to / soumu@town.tottori-nanbu.lg.jp

■ 防犯機器の購入に補助金を交付します ■

南部町内に居住する60歳以上の方、または60歳以上の方と同一世帯の方を対象に防犯機器の購入補助を行います。

【補助対象者】 南部町内に居住する60歳以上の方、または60歳以上の方と同一世帯の方

【対象となる防犯機器】 ※令和7年3月27日以降に購入・設置を行った防犯機器が対象となります。

①カメラ付きドアホン	室内から玄関の来訪者を確認できるモニター機能及びモニター映像の録画機能を備えたもの。
②防犯カメラ	設置場所が住宅の敷地内かつ屋外であること。撮影範囲が住宅敷地内であり近隣住民等のプライバシー保護に留意していること。ただし、やむを得ず住宅の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等の所有者または使用者に説明を行い、事前に同意を得ていること。
③センサーライト	屋外に固定して設置するもの。
④防犯機器付電話機	電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える「事前予告機能」、「通話録音機能」及び「ナンバーディスプレイ機能」（子機を備えている場合は、子機でも同様の機能を有すること）を備えたもの。

【補助対象経費】 ①～④の要件を満たす防犯機器の購入・設置に要する費用（消費税含む）

※設置に係る費用は、専門業者が設置した場合のみ対象となります。

【補助額】 1世帯当たり上限15,000円（千円未満切り捨て）

【受付期限】 令和8年1月30日（金）

【申請方法】 購入、設置完了後に下記書類を町民生活課へ提出し申請してください。

①南部町犯罪から町民を守る購入補助金交付申請書兼実績報告書

②誓約書兼同意書

③防犯機器の詳細が分かるもの

※カタログ（購入品に係る仕様）、購入量、購入品目などが分かるもの

④領収書または支払ったことが分かる書類の写し

※購入者の氏名、購入金額、購入日、購入品目などが分かるもの

⑤南部町犯罪から町民を守る防犯機器購入補助金請求書

【予算額】 45万円（約30件分）

※受付は先着順です。受付期間中であっても予算額の上限に達した時点で受付を終了します。電話等での予約は出来ませんのでご注意ください。

【申請・問い合わせ先】 町民生活課（天萬庁舎） ☎64-3781

（法勝寺庁舎） ☎66-3114

■ 「カムカムフェスタ」トークショー 出演者募集 ■

南部町では、歯や口腔の健康に関するイベント「カムカムフェスタ」を開催します。「カムカムフェスタ」で行う、安来のおじ・BSSアナウンサー森谷佳奈さんが総合司会をされるトークショーに、町民代表として登壇いただける方を募集します。歯の健康に自信がある方、歯の健康にまつわるエピソードをお持ちの方、ぜひご応募ください。（参加いただいた方には粗品を進呈いたします。）

【日 時】 11月8日（土） 午後0時30分～4時

※トークショーは30分程度を予定

【場 所】 南部町役場天萬庁舎、農業者トレーニングセンター

【申込方法】 ①電話 健康対策課（☎66-5524）へお電話ください。

※平日 午前8時30分～午後5時15分の間

②テノヒラ役場（右二次元コードからお申し込みください。）

【申込締切】 10月10日（金）

【募集要件・人数】

- ・80歳以上で20本以上歯があり定期歯科健診を受けている町内にお住まいの方 1名
 - ・定期歯科健診（年1回以上）を受けている小中学生で町内にお住まいの方 1名
- ※選考結果については、後日お知らせします。

【問い合わせ先】 健康対策課 ☎66-5524 FAX66-5523



■ 生活習慣病予防講座のお知らせ ■

南部町では町内にお住まいの方を対象に、生活習慣改善のための知識や技術を習得できる講座を実施します。自らの生活習慣を見つめなおし、さらに健康意識を高められる内容になっています。

【講座内容】

日 程	10月2日(木)	10月30日(木)	11月20日(木)
	午前10時～11時30分	午前10時～11時30分	午前10時～11時30分
会 場	総合福祉センターしあわせ 南部町法勝寺 331-1	健康管理センターすこやか（西伯病院隣） 南部町倭 482	
内 容	運動講習会	血糖講演会 食事の話（試食あり）	血圧講演会 食事の話（試食あり）
講 師	スポnet なんぶ 運動指導員	南部町国民健康保険 西伯病院 院長 長谷川 純一 氏	

【申込方法】 ①電話 健康対策課（☎66-5524）へお電話ください。

※平日 午前8時30分～午後5時15分の間

②テノヒラ役場（右二次元コードからお申し込みください。）

【参加費】 無料

【持ち物】 水分補給できるもの、上靴、筆記用具

健康管理ファイル（お持ちでない方は当日にお渡しします）

【その他】 当日参加、1回だけの参加も可能

【問い合わせ先】 健康対策課 ☎66-5524



■ 新型コロナワクチン、インフルエンザ予防接種接種券の発送時期について ■

令和7年度10月から接種開始予定の新型コロナワクチンとインフルエンザ予防接種の接種券は、9月中旬頃を目途に発送をする予定です。対象となる方は、次の通りです。

《新型コロナワクチン接種券・高齢者インフルエンザ予防接種接種券》

【対象者】

- ① 満65歳以上の方（昭和35年12月31日以前生まれ）
- ② 満60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあると厚生労働省令で認められた方（各障がいについて身体障がい手帳1級保持者及び障がいの程度が1級と同等であることを証明できる方）

《18歳以下インフルエンザ予防接種助成券》

【対象者】 生後6か月～18歳までの方（平成19年4月2日～令和7年8月31日生まれ）

【問い合わせ先】 健康対策課 ☎66-5524

■ 調停手続相談会が米子コンベンションセンターで開催されます ■

交通事故・金銭・土地建物・公害・家庭の問題でお困りの方を対象に、調停委員より調停手続の利用について相談会が開催されます。お気軽にご参加ください。

【日にち】 9月28日（日）

【内容】

- ①調停制度セミナー（午前10時30分から11時）

講師：足立 珠希（あだち たまき）氏 米子地区調停会会長 / 弁護士

- ②個別調停相談（午前11時から午後3時、最終締切 午後2時30分）

【時間】 米子コンベンションセンター3階 第2会議室

【その他】 先着30名。事前予約は不要で、参加費無料です。

【問い合わせ先】 鳥取地方裁判所米子支部庶務課 ☎22-2205

■ 令和7年度南部町戦没者献花式開催のお知らせ ■

【日時】 10月8日（水） 午後2時から

【場所】 天萬庁舎3階 富有まんてんホール

※南部町戦没者献花式に参列される方で、送迎を希望される方は10月3日（金）までに下記までお申し込みください。

【申込・問い合わせ先】 町民生活課（法勝寺庁舎） ☎66-3114

■ 給食食材を提供いただける方を募集します！ ■

学校給食や保育園、病院、高齢者施設に野菜を提供いただける農家さんを募集しています。

現在、地産地消の取り組みとして、南部町食材供給連絡協議会は学校や保育園等への地元食材の供給の取り組みを行っておりますが、生産者の高齢化に伴う会員数の減少や、天候不順により出荷量が激減しております。

南部町内にお住まいで、ご自宅に余った野菜（玉ねぎ、じゃがいも等）がある方は、ぜひ食材供給連絡協議会へお声かけください。担当の職員がご自宅へお伺いし、ご案内いたします。

【問い合わせ先】 南部町食材供給連絡協議会 ☎66-5329

■ とっとりフードドライブにご協力ください ■

鳥取県では、下記期間中にフードドライブ事業を実施します。南部町では、町民生活課（天萬庁舎）で受け付けますので、ご協力をお願いします。

《フードドライブとは》

家庭などで余っている食品を受付場所にご持参、寄付していただき、食糧支援団体に提供し、必要としている子ども食堂や福祉施設等へ届ける活動です。

【受付期間】 10月10日（金）～24日（金） 午前9時～午後5時

※期間中の土日、祝日の受付はありません。

【受付場所】 町民生活課（天萬庁舎）

寄付していただきたい食品	受付できない食品
※賞味期限が2か月以上あるものをお願いします。 ・ 麺類などの乾物 ・ 缶詰、レトルト、インスタント食品 ・ 砂糖、塩、しょうゆなどの調味料 ・ のり、ふりかけ、お茶漬けの素 ・ 飲料、お米	・ 賞味期限が2か月を切ったもの ・ 開封してあるもの ・ 生鮮食品（肉類、魚介類、冷凍食品） ・ 生の野菜類 ・ アルコール類（みりん、料理酒は除く）
＜寄付食品の主な提供先＞ 南部町社会福祉協議会／鳥取県社会福祉協議会／フードバンクとっとり フードバンク米子／とっとり子どもの居場所ネットワーク“えんたく”など	

【問い合わせ先】 町民生活課（天萬庁舎） ☎64-3781

■ 南部町高齢者等運転免許証自主返納支援事業について ■

運転免許証を自主返納された70歳以上の方等を対象に特典をお渡しします。

【対象となる方】 ① 免許返納時点で70歳以上の方

令和2年5月1日以降に免許を返納しておられる方が対象となります。

② 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている方で、免許を返納された方

③ ①または②に該当する方の同居する配偶者で、免許を持っていない方

【特典の内容】 以下の特典のうち、2つを選べます。

①町営ふれあいバスのファミリー定期券1年間分

②町内で使用できる「たすかーど」ポイント1万円分

③日ノ丸バス回数乗車券1万円分

【必要書類】 免許証を返納したことが分かる書類（運転経歴証明書または運転免許取消通知書）

※書類が見当たらない、紛失した等の場合はお問い合わせください。

【注意事項】 令和4年度までに交付した福祉タクシー利用券は、令和7年3月31日までを利用期限としています。

未使用の福祉タクシー利用券をお持ちの方は、使用できませんのでご注意ください。

【申請方法】 必要書類を持参の上、下記窓口でお手続きください。

【申請・問い合わせ先】 町民生活課（法勝寺庁舎） ☎66-3114 （天萬庁舎） ☎64-3781

■ 西伯小学校リサイクル活動のお知らせ ■

西伯小学校区のリサイクル活動を行います。ご協力をお願いします。

【 日 時 】 10月26日（日） 午前9時～9時30分頃まで

【 回 収 場 所 】

上長田地区	レイクサイドアリーナ	大国地区	おおくに田園スクエア・西伯小学校
東長田地区	青年の家	天津地区	ふるさと交流センター
法勝寺地区	西伯小学校	東西町地区	東西町コミュニティセンター

【 回 収 物 】 新聞紙（広告）、雑誌（梱包のビニールは取る）、ダンボール

※アルミ缶（東西町地区のみ）

【 お 願 い 】

- ・上記の回収場所に回収物をお持ちください。
- ・西伯小学校PTA地域活動部の皆さんの指示があれば、それに従い協力してください。
- ・子どもたちも整理をします。持ちやすい大きさにひもで結んでください。「新聞紙・広告」「雑誌（梱包のビニール袋は取る）」「ダンボール」は別々に結んでください。
- ・小学生のいない集落については小学生が回収には回りませんので、各集落で決められた方法で回収場所にお持ちください。

【 そ の 他 】 中止の際は、防災無線でお知らせします。 ※中止放送がないかぎり、雨でも実施活動の収益は、子どもたちの活動支援や学校の環境整備に活用させていただきます。

【問い合わせ先】 西伯小学校 ☎66-2215

■ 「オレンジカフェ」開催のお知らせ ■

地域のどなたでも自由に参加し交流する集いの場「オレンジカフェ」を開催します。介護や認知症についての個別相談もできます。

※申込不要です。ご都合に合わせてご参加ください。中止の場合は防災無線放送でお知らせします。

《 さくらカフェあいみ 》

日 時	10月7日（火） 午後1時30分～3時30分
場 所	「てま里」交流スペース（天萬庁舎近く）
内 容	「おたのしみ会」・お茶を飲みながら楽しくおしゃべり
お茶代	100円

《 米やカフェ 》

日 時	10月21日（火） 午前9時30分～11時00分
場 所	えん処 米や（旧法勝寺街道）
内 容	「転ばぬ先の対策」・お茶を飲みながら楽しくおしゃべり
お茶代	100円

【問い合わせ先】 健康対策課 ☎66-5524

■ 「心の健康相談会」開催のお知らせ ■

眠れない、気持ちが落ち込む、不安な気持ちがとれない、イライラする、身近な人の悩み・・・その他、心に関する相談を西伯病院公認心理師が伺います。無料の個別相談です。秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。（※要予約）

【 日 に ち 】 10月21日（火）

【 時 間 】 ①午後1時30分 ②午後2時30分 ③午後3時30分

【 場 所 】 健康管理センターすこやか

【予約・問い合わせ先】 健康対策課 ☎66-5524

■ 特定計量器（はかり）の定期検査について ■

計量器（はかり）を取引または証明上の計量に使用している会社、商工業者、農林漁業者、団体、医療機関、学校、官公庁などのみなさんは、その計量器について、2年に1回、県が行う定期検査を受けなければなりません。（取引・証明に使用しない場合は検査を受ける必要はありません）

この検査を受けないで、取引又は証明上の計量に「はかり」を使用すると計量法違反として処罰されることがあります。該当の計量器をお持ちの方は、どちらかの会場で必ず検査を受けてください。

検査日	検査会場	所在地	検査時間
10月21日（火）	南部町役場天萬庁舎	南部町天萬558	午後1時～3時
10月24日（金）	プラザ西伯	南部町法勝寺167-2	午後1時～3時

【検査の対象となる使用例（計量による取引・証明）】

○内容量表記商品の詰め込み・出荷・販売 ○商取引 ○材料購入（検品・検収等） ○農家の直販
○身体測定・健康診断の体重測定 ○薬の調剤 ○宅配便の取次ぎ など

【検査に必要なもの】

清潔にした計量器（はかり）、検査手数料、検査申請書（受検案内送付者）

【このような場合は問い合わせ先までご連絡ください】

- ・使用されている計量器が検査対象であるか、検査手数料などについて
- ・検査日に検査を受けることができない方
- ・新しく「はかり」を購入され、製造年月より1年以内のものをお持ちの方（検査免除の為）
- ・「はかり」を取引・証明に使用されなくなった方

【その他】

- ・ヘルスメーターやキッチンスケールなどの「家庭用はかり」は取引又は証明上の計量に使用できません。
- ・これまで受検された方には、鳥取県から受験案内が送付されます。

【問い合わせ先】 産業課 ☎64-3783

鳥取県くらしの安心推進課 ☎0857-26-7601

■ 介護をされている「家族のつどい」開催のお知らせ ■

認知症の方を介護されている家族のつどいを開催します。介護についての日頃の思いを話し合う場です。毎月「認知症の人と家族の会」より相談員が来られ、相談・助言を受けることができます。

※参加申し込みは不要です。男性介護者の方も是非ご参加ください。

【日時】 10月24日（金） 午前10時～正午

※途中からの参加や退席も可能です。ご都合に合わせてご参加ください。

【場所】 キナルなんぶ2階 会議室

【問い合わせ先】 健康対策課 ☎66-5524